

神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱

1 子宮頸がん検診クーポン等配布

(1) 目的

この事業は、神戸市が実施する子宮頸がん検診において、一定の年齢の者にクーポン等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業は、神戸市が実施し、主管は、健康局保健所保健課とする。

(3) 対象者

事業実施当該年度4月1日に20歳である女性を対象とする。具体的な生年月日は別途「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要領(以下「実施要領」)」に定める。

(4) 他の市区町村からの転入者の扱いについて

クーポンの交付日以降に他市区町村より神戸市に転入した者で、対象者に該当している場合は、本人の申し出により神戸市のクーポンを発行する。

(5) 事業の内容

ア 対象者に対するクーポン・受診勧奨リーフレット等の送付

イ 対象者がクーポンを利用してがん検診を受診する場合の自己負担分の助成措置の実施

(6) 受診期間および有効期間について

クーポンの交付日から当該年度3月31日までとする。なお、この事業の対象者が、クーポンの有効期間内に受診できる回数は1回限りとする。

(7) 実施方法

この事業の実施の細目について、本要綱に定めのない事項については、「子宮頸がん検診実施要領」によるものとする。

(8) 費用の徴収

この事業にかかるクーポン対象者がクーポンを使用して受診する場合の自己負担金は徴収しない。

2 子宮頸がん検診クーポン未使用者への再勧奨

(1) 目的

この事業は、神戸市が実施する子宮頸がん検診クーポン等配布事業において、未使用者へ個別の受診勧奨をすることにより、子宮頸がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業は、神戸市が実施し、主管は、健康局保健所保健課とする。

(3) 対象者の考え方

事業実施当該年度子宮頸がん検診クーポン配布者のうち、当該年度12月末日時点で当該年度子宮頸がん検診クーポンを未使用の者を対象者とする。

(4) 事業の内容

上記の対象者に対して郵送による個別の受診勧奨を行う。

3 個別の受診勧奨

(1) 目的

この事業は、神戸市が実施する胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診において、個別の受診勧奨をすることにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業は、神戸市が実施し、主管は、健康局保健所保健課とする。

(3) 対象者

事業実施当該年度 30 歳になる女性、50 歳、60 歳になる方を対象とする。具体的な生年月日は別途実施要領に定める。

(4) 事業の内容

上記の対象者に対して郵送による個別の受診勧奨を行う。

4 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

(1) 目的

この事業は、神戸市が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業は、神戸市が実施し、主管は、健康局保健所保健課とする。

(3) 対象者の考え方

対象者は、神戸市が実施した胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん及び大腸がんのがん検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後、精密検査を受診していない者とする。

5 その他

この要綱に定めのない事項については健康局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。